

# 水道課

## 水道法改正法 よくあるご質問にお答えします

平成 31 年 1 月 10 日

問 1 今回の法改正の目的は何ですか？

(答)

- 老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面しています。
- 今回の法改正は、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために制度改正したものです。

### <主な改正内容>

#### ①「広域連携の推進」(スケールメリットを活かして効率的な事業運営が可能)

##### 【現状】

- 水道事業は主に市町村が経営。小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多い。  
(全国 1,355 の上水道事業のうち給水人口 5 万人未満の小規模事業者が約 7 割 (921 事業))

##### 【対応策】

- 都道府県に対して市町村を超えた広域的な見地から水道事業者等の調整を行う責務を規定し、広域連携の推進役として位置付けるなどにより、広域連携を推進。

#### ②「適切な資産管理の推進」(水道管の計画的な更新や耐震化を進める基礎)

##### 【現状】

- 高度経済成長期に整備された水道施設が老朽化。大阪府北部地震や北海道胆振東部地震では耐震性の低い水道管が多数破損し、広範囲で断水が発生。  
一方、資産管理の前提となる水道施設台帳は約 4 割の水道事業者が未整備。

##### 【対応策】

- 水道施設の更新に要する費用を含めて事業の収支見通しを作成し、長期的な観点から水道施設の計画的更新に努める義務の創設により、必要な財源を確保した上で、水道施設の更新や耐震化を着実に進展させ、地震等の災害に強い水道を構築。
- 適切な資産管理の前提となる水道施設の台帳整備等の義務付け。

#### ③「多様な官民連携の推進」(民間の技術力や経営ノウハウを活用できる)

##### 【現状】

- 従来から、水道事業を経営する自治体は、メーター検針や料金徴収等に係る事務の委託や、浄水場の運転管理等の技術的業務の委託、民間資金を活用して施設の設計・建設・維持管理を行う PFI 等、民間の技術力や経営ノウハウを活用した官民連携を推進。
- PFI の一類型であるコンセッション方式については、現在でも導入可能だが、水道事業についての実績はない。

##### 【対応策】

- コンセッション方式について、官民連携の選択肢の一つとなるよう、公の関与を強化した仕組みとするなど、多様な官民連携を推進。  
※ コンセッション方式：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体が所有したまま、民間企業に水道事業の運営を委ねる方式。

問2 今回の法改正により水道が民営化されるのですか？

(答)

- 平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設された当初から、水道事業については住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であればコンセッション方式を導入することができました。今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は自治体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものです。

コンセッション方式の導入について、国や自治体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではありません。

<コンセッション方式に関する制度改正のポイント>

①水の供給責任

水道事業者として住民に水を供給する責任は、従来通り市町村が負います。

②事前の対応

地方自治体は、PFI法に基づき、あらかじめ料金の枠組み(上限)や民間事業者に委ねる管理運営の内容や水準等を定めます。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可します。

③事後の対応

地方自治体は、PFI法に基づき、モニタリングを実施し、早期に問題点を指摘・改善します。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が直接、民間事業者の報告徴収・立入検査を行います。

- また、コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方自治体が議会の議決を経て、地方自治体の判断で導入するものです。

問3 コンセッション方式については、世界中で失敗し、再公営化されているのではないですか？

(答)

- パリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題(①水質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備)を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計をしています。
- 再公営化された事例が各地にあることは事実ですが、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、近年も契約の9割以上が更新(継続)されているなど、海外で一律に再公営化が進行しているわけではありません。

問4 コンセッション方式を導入した場合、水道水の安全性に問題は生じませんか？

(答)

- 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI法に基づき「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルを明確に定めます。
- さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとしています。

問5 コンセッション方式を導入した場合、水道料金が高騰しませんか？

(答)

- 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI法に基づき条例で料金の枠組み（上限）をあらかじめ決定します。民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができません。
- これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしています。

問6 コンセッション方式を導入した場合、民間事業者への監督はどのように行われるのですか？

(答)

- 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI法に基づき民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求します。
- これに加え、今回の法改正に基づき、厚生労働大臣が地方自治体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働省が直接、報告徴収・立入検査します。

<水道におけるモニタリングの実施方法の例>

モニタリングの方法	内容
a. 日常モニタリング	民間事業者の日報に基づき業務の実施状況を確認
b. 月次モニタリングと四半期モニタリング	水質データ等により実施状況を確認し、計画に沿って実施されているか等を確認。
c. 年次モニタリング	年間の業務実施総括として総合的に評価。
d. 随時モニタリング	抜き打ちで検査し、直接状況を確認。

会議体名	議題	頻度
年度事業報告会	・ 事業結果（決算、財務状況、要求水準の充足状況）の確認 ・ 議題の確認 ・ 次年度事業計画の確認	1回／年
四半期業務報告会	・ 業務進捗状況、収支状況、財務状況、要求水準の充足状況の確認 ・ 課題の確認	1回／四半期
月例報告会	・ 業務進捗状況、要求水準の充足状況の確認 ・ 課題の確認	1回／月

問7 コンセッション方式を導入した場合、災害が起こったときに適切に対応できるのですか？

(答)

- コンセッション方式を導入した場合も、水道事業者は地方自治体のままで、これまでと変わりません。災害時の対応も、地方自治体が事業の最終的な責任を負った上で実施します。復旧事業に対する国庫補助等の財政支援も、これまでと同様に行われます。
- 災害時の対応をどこまで民間企業に委ねるかは、あらかじめ実施契約で定めます。厚生労働大臣は、地方自治体と民間事業者の間の役割分担が明確に定められているかを確認した上で許可します。
- 民間事業者はあらかじめ定められた明確な役割の範囲内で責任を分担し、災害時においても、地方自治体と民間事業者によって確実に災害対応が行われる仕組みとなっています。

問8 コンセッション方式には、外資系企業だけが参入することになりませんか？

(答)

- 今回の法改正では、外資系企業かどうかにかかわらず、コンセッション方式を導入する場合でも、水道事業を安全かつ確実に運営できる仕組みを盛り込んでいます。また、地方自治体がコンセッション方式を導入しようとする場合、その事業者は、国内企業、外資系企業問わず、透明かつ公平に選定する仕組みになっています。
- そもそも国内企業も、今でも浄水場の運転管理等を通じて十分な実績があります。こうした企業はコンセッション事業を受ける能力を保有しており、外資系企業だけが参入することにはなりません。

<水道事業における官民連携手法と取組状況>

業務分類	制度概要	取組状況（実施例）
水道法に基づく第三者委託	浄水場の運転管理業務等の水道の <u>管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託する方式</u>	191 箇所（46 水道事業者）
DBO (Design Build Operate)	<u>地方自治体（水道事業者）が資金調達し、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託する方式</u>	6 箇所（7 水道事業者）
PFI (Private Finance Initiative)	<u>民間事業者による資金調達の下、地方自治体が、施設の設計・建設・運転管理等の業務全般を包括的に委託する方式</u>	12 箇所（8 水道事業者）

問9 一度、コンセッション方式を導入すると、仮に事業が失敗しても元に戻せないのではないですか？

(答)

- コンセッション方式を導入する場合も、民間事業者を監視・モニタリングするための職員は地方自治体に残ります。  
民間事業者の経営状況や業務の実施状況に対する日常的なモニタリングにより、経営難に陥る前に対処します。
- 万が一、事業継続が不可能となった場合でも、これまでモニタリングを担当してきた地方自治体の職員が中心となり、自ら直営で水道事業を実施することにより事業継続が可能です。水道の運転管理に実績のある他の事業者に委託することもできます。
- こうしたリスクに備えた措置についても、あらかじめ事業契約で定めておくことが必要です。さらに、今回の法改正では、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可する仕組みとなっています。

# 平成31年度水道関係予算（案）について

平成30年12月  
医薬・生活衛生局水道課

## 施設整備費

(単位：百万円)

区 分	平成30年度 予 算 額 A	平成31年度 予 算 ( 案 ) B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対前年度 比率 (%) B/A
水道施設整備費	[74,188] 44,190	(101,388) 74,388	30,198	168.3
水道施設整備費補助	[22,681] 17,483	(28,749) 21,749	4,266	124.4
指導監督事務費等	[ 87] 87	( 87) 87	0	100.0
災害復旧費	[ 350] 350	( 356) 356	6	101.7
耐震化等交付金	[44,700] 19,900	(63,200) 43,200	23,300	217.1
東日本大震災	[ 6,370] 6,370	( 8,996) 8,996	2,626	141.2
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む） を除いた場合	[67,468] 37,470	(92,036) 65,036	27,566	173.6

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注3)：平成30年度予算額欄の上段〔 〕書きは、災害復旧費と東日本を除き、平成29年度補正予算額を含んだ額。

注4)：平成31年度予算（案）欄上段（ ）書きは、災害復旧費と東日本を除き、平成30年度2次補正予算額を含んだ額。

## 1. 強靱・安全・持続可能な水道の構築 650億円（375億円） (うち緊急点検対策分 259億円)

国民生活を支えるライフラインである水道施設の強靱化や改正水道法に基づく水道事業の広域化、安全で良質な給水を確保するための施設整備に加え、頻発する災害に備えるための非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事や先端技術を活用した効率的で付加価値の高い水道施設整備など、将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道の構築を図る。

(主な事業)

### 水道施設整備費補助 218億円（176億円） (うち緊急点検対策分 40億円)

ダム等の水道水源開発、病原性原虫等や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備のほか、非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

- 重要インフラの緊急点検を踏まえた災害対策
  - ▶ 水道施設機能維持事業

重要度の高い水道施設の災害対応状況についての緊急点検において、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じるおそれがあることが判明した施設について非常用自家発電設備等の整備に対する財政支援を講じる。

詳細については、水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の改正により決定する。

**生活基盤施設耐震化等交付金** **432億円（199億円）**  
**（うち緊急点検対策分 219億円）**

国民生活に密接に関係する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化等について、引き続き支援を行い水道事業の運営基盤の強化を図るとともに、重要インフラの緊急点検を踏まえた基幹管路の耐震化やIoTを活用した付加価値の高い水道施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】都道府県

【交付率】水道施設：1/2，4/10，1/3，1/4

保健衛生施設等：3/4，2/3，1/2，1/3，定額

○ 生活基盤施設耐震化等交付金の支援策の充実

▶ 水道管路緊急改善事業

交付対象となる管種に、「耐震性の低い継手を有する鋼管」を追加する。

▶ 広域化促進のための支援策

改正水道法に基づく水道事業の広域化を更に促進するため、水道事業運営基盤強化推進事業における広域化の支援策の充実を図る。

（主な充実内容）

▶ 広域化事業の交付対象事業者の拡充

・ 3以上の水道事業者の事業統合等を交付対象事業とする条件について、水道事業者のほか水道用水供給事業者及び特定簡易水道事業者以外の簡易水道事業者の統合も対象とする。

・ 小規模水道事業者（給水人口1万人以下）を含めた広域化において水道料金回収率が100%以上となる場合、小規模水道事業者は資本単価要件を免除する。

▶ 広域化事業及び運営基盤強化等事業の交付期間の見直し

・ 「広域化事業開始後10年間」を交付対象期間とし、平成41年度までの交付期限は廃止する。

▶ 共同施設の整備事業を交付対象事業として創設

・ 水道事業者の共同施設の整備に要する経費を交付対象とする。（都道府県が策定する水道基盤強化計画等の区域として将来的に広域化（事業統合または経営の一体化）を実施する旨が明示される場合）

詳細については、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領の改正により決定する。

（参考）平成30年度2次補正予算案

【水道施設の耐震化・災害に強い浄水施設の整備】 270億円

重要インフラの緊急点検対策のうち、初年度の対策として速やかに着手する必要がある対策のほか、大規模地震などの非常時においても安定的な水の供給を確保するため、給水拠点の確保等を支援する。

○ 水道施設整備費補助（緊急点検対策分） 66億円

○ 水道施設整備費補助（その他対策分） 3.8億円

○ 生活基盤施設耐震化等交付金 200億円

## 2. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】（復興庁一括計上）

90億円（64億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成31年度に実施する施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】地方公共団体

【補助率】80/100～90/100（財政援助法による嵩上げ）、1/2

### エネルギー対策特別会計

## 1. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業の内の上下水道施設の省CO2改修支援事業（環境省計上）

50億円の内数（50億円の内数）

各水道事業者等が実施する上下水道施設の更新等に際し、小水力発電設備等の再エネ設備や、高効率設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備の導入を支援し、上下水道施設における再エネ・省エネ導入を促進する。

### 【参考情報】

『平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）』（（一社）静岡県環境資源協会）

[http://www.siz-kankyou.jp/h30co2\\_koufu.html](http://www.siz-kankyou.jp/h30co2_koufu.html)

## ② 2. 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業の内の地域エネルギー、地域交通分野での地域循環共生圏構築のための検討経費（ユーティリティ3.0を踏まえた地域の脱炭素インフラ構築検討事業）（環境省計上） 60億円の内数

国において、上水道施設を類型化して、それぞれの類型に対して効率的なCO2削減方策の検討、ケーススタディによるCO2削減効果の検証・定量化を行い、全国の水道事業者等におけるCO2削減ポテンシャルを推計する。

「脱炭素水道システム」の普及に向けた課題の抽出と普及方法の検討を行い、脱炭素社会を構成するに相応しい上水道施設への具体的な転換への道筋を示す。

# 平成31年度水道関係予算（案）の概要

医薬・生活衛生局水道課

(単位：千円)

事 項	平成30年度 予 算 額 A	平成31年度 予 算 ( 案 ) B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 比 率 ( % ) B/A
<b>1 水道安全対策費等</b>	97,833	96,631	△ 1,202	98.8%
(項) 厚生労働省共通費 厚生科学審議会（生活環境水道部会）	994	994	0	100.0%
(項) 水道安全対策費	91,532	90,424	△ 1,108	98.8%
1.日米環境保護協力協定費	1,117	1,120	3	100.3%
2.水道行政強化拡充費	4,724	4,881	157	103.3%
3.水質管理等強化対策費	13,789	14,066	277	102.0%
4.水道水源水質対策費	9,810	9,911	101	101.0%
5.給水装置等対策費	8,452	8,355	△ 97	98.9%
6.新水道ビジョン推進事業費	45,144	43,313	△ 1,831	95.9%
(1)水道インフラシステム輸出拡大推進事業	18,479	17,982	△ 497	97.3%
(2)水道水質管理の向上に関する調査検討費	4,090	3,636	△ 454	88.9%
(3)官民連携等基盤強化支援事業費	10,739	10,325	△ 414	96.1%
(4)水道の基盤強化方策推進費	5,129	5,166	37	100.7%
(5)水道施設強靱化推進事業費	6,707	6,204	△ 503	92.5%
7.給水装置データベース事業促進費	7,061	5,554	△ 1,507	78.7%
8.給水装置工事主任技術者国家試験費	1,435	3,224	1,789	224.7%
(項) 国際機関活動推進費 国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金	5,307	5,213	△ 94	98.2%
<b>2 施設整備費等</b>	[ 74,188,000]	( 101,388,000)	< 27,200,000>	
	44,190,000	74,388,000	30,198,000	168.3%
<b>うち災害復旧費を除く施設整備費分（1～4.及び6.の計）</b>	[ 67,468,000]	( 92,036,000)	< 24,568,000>	
	37,470,000	65,036,000	27,566,000	173.6%
1.水道施設整備事業調査費	[ 30,000]	( 30,000)	< 0>	
	30,000	30,000	0	100.0%
2.水道施設整備費補助	[ 22,734,000]	( 28,802,000)	< 6,068,000>	
	17,536,000	21,802,000	4,266,000	124.3%
(1)水道施設整備費補助	[ 22,680,512]	( 28,748,700)	< 6,068,188>	
	17,482,512	21,748,700	4,266,188	124.4%
(2)指導監督事務費補助	[ 53,488]	( 53,300)	<△188>	
	53,488	53,300	△ 188	99.6%
3.北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	[ 1,000]	( 1,000)	< 0>	
	1,000	1,000	0	100.0%
4.水道施設整備事業調査諸費	[ 3,000]	( 3,000)	< 0>	
	3,000	3,000	0	100.0%
5.水道施設災害復旧事業費	[ 350,000]	( 356,000)	< 6,000>	
	350,000	356,000	6,000	101.7%
6.生活基盤施設耐震化等交付金	[ 44,700,000]	( 63,200,000)	< 18,500,000>	
	19,900,000	43,200,000	23,300,000	217.1%
7.東日本大震災水道施設災害復旧事業費【復興特別会計】	[ 6,370,000]	( 8,996,000)	< 2,626,000>	
	6,370,000	8,996,000	2,626,000	141.2%
<b>水 道 関 係 予 算 合 計</b>	[ 74,285,833]	( 101,484,631)	< 27,198,798>	
	44,287,833	74,484,631	30,196,798	168.2%
水道関係予算合計（災害復旧費及び復興特別会計除く）	[ 67,565,833]	( 92,132,631)	< 24,566,798>	
	37,567,833	65,132,631	27,564,798	173.4%

【平成31年度予算（案）（災害復旧費を除く施設整備費等）府省別計上内訳】

厚生労働省：552億

内閣府 沖縄：25億

国土交通省 北海道：20億円、離島・奄美：9.5億円、水資源機構：43億円

復興庁：90億円

注1：施設整備費等については、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)及び復興庁計上分を含めた総額

注2：施設整備費等の平成30年度予算額の上段〔〕書きは、平成29年度補正予算額を含めた額（5.水道施設災害復旧事業費及び7.東日本大震災水道施設災害復旧事業費【復興特別会計】を除く）

注3：施設整備費等の平成31年度予算（案）の上段（）書きは、平成30年度2次補正予算（案）を含めた額（5.水道施設災害復旧事業費及び7.東日本大震災水道施設災害復旧事業費【復興特別会計】を除く）